

**長期継続契約へのスライド条項
(賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更)の適用の手引**

本手引は、長期継続契約へのスライド条項（賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更）の適用について、賃金水準及び物価水準の変動による契約金額の変更額（以下「スライド額」という。）の算定方法や発注者（金沢市）及び受注者間における協議の進め方等について整理したものです。

1. 適用対象契約等

適用対象契約		金沢市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第2号から第4号を根拠とする長期継続契約のうち、履行期間が14か月以上のもの。 ※1
契約金額の変更方法	対象	履行開始日から12か月経過した基準日以降の残履行期間（未履行分）に対する業務委託料 ※2
	受注者の負担 （※減額の場合は 発注者の負担）	変更前の契約金額（月額又は単価）の100分の1（1.0%）

※1 履行開始から12か月経過後に協議開始となり、2か月以上の残履行期間をスライド対象とするので、履行期間は14か月以上となります。

※2 一部経費を除く。

2. 入札公告等における明示方法

適用の対象となる契約は、入札公告・指名通知・見積依頼等（以下「入札公告等」という。）の際に、次の①～③の方法で、入札公告等に対象契約であることを明記するとともに、特記仕様書においてスライド額の算出方法を明示します。

※入札公告等に対象契約である旨の明示がない場合は、本制度の対象とはなりません。

- ① 入札公告等に「本契約は、長期継続契約におけるスライド条項（賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項）を適用する契約である。」等の文言を記載します。
- ② 入札公告等に「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項（別紙1）」（以下「スライド条項」という。）を添付します。
- ③ 仕様書に「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書（別紙2）」（以下「スライド特記仕様書」という。）を添付します。

※このスライド特記仕様書により、スライド額の算出方法、どのような水準（石川県最低賃金や消費者物価指数等）で契約変更を行うかを入札（見積）条件として明示します。

3. 請求日及び基準日等

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとします。

(1) 請求日：

スライド変更の可能性があるため、発注者(市)又は受注者が契約金額の変更の協議(以下「スライド協議」という。)を請求した日。

(2) 基準日：原則、請求月の1日(初日)とする。

(3) 残履行期間：基準日以降の履行期間とする。

4. スライド額の協議(別添「スライド協議フロー図」参照)：以下は受注者からの請求を想定

(1) スライド額の事前確認(受注者→発注者(市))

契約変更の事務手続を円滑に進めるため、スライド協議の請求可能日の1か月前(履行開始日から11か月経過後)を目途に、受注者から発注者(市)への申出により事前打合せを行い、事前に試算したスライド額等を確認し、手続きに係る準備を進めてください。

(2) スライド協議の請求(受注者→発注者(市))

スライド協議の請求は、所定の様式(様式1-1)により行うこととし、履行開始日から12か月(2回目以降は前回スライド基準日から12か月。以下同じ。)経過後から可能です。

なお、請求に際しては、残履行期間(基準日以降の履行期間)が基準日から2か月以上あることが必要です。

※発注者(市)からスライド協議の請求を行う場合は、様式1-2を使用します。

【スライド協議の例】

・ 契約締結日：令和8年7月15日

・ 履行期間：令和8年8月1日～令和13年7月31日(60か月)



・ 初回のスライド協議：令和9年8月1日から可能

・ 2回目のスライド協議：令和10年8月1日から可能

(3) スライド額の基準日及び協議開始日の設定(発注者(市))

発注者(市)から受注者に対し、スライド額の基準日及びスライド協議開始日について、所定の様式(様式2)により通知します。

(4) スライド額の算出(発注者(市))

発注者(市)は、スライド特記仕様書で明示した算出方法により、スライド額を算出します。

(5) スライド額の協議（発注者(市)及び受注者）

算出したスライド額について、発注者(市)と受注者が所定の様式（様式3-1又は3-2）により協議します。

内容に異議のない場合は、回答期日（スライド協議開始日から14日後（休日を含む。）の日とする。）までに「承諾書（様式4-1又は4-2）」を提出してください。回答期日までに承諾書の提出がない場合は、スライド条項第1条第3項ただし書きの規定に基づき、発注者(市)から受注者に対し、所定の様式（様式5-1又は5-2）によりスライド額を通知します。

※スライド額を算出した結果、スライド額が受注者負担分（減額の場合は発注者負担分）を超えない場合は、「スライド額=0円」として協議を行います。

5. スライド額の算出方法

【増額の場合】

スライド額 (S)	=	変更後契約額 - 変更前契約額
スライド算定基礎額 (S')	=	{ P2 - P1 - 変更前契約額 × 1.0% }
変更後契約額	=	P1 + S'

【減額の場合】

スライド額 (S)	=	変更後契約額 - 変更前契約額
スライド算定基礎額 (S')	=	{ P2 - P1 + 変更前契約額 × 1.0% }
変更後契約額	=	P1 + S'

※いずれも月額（単価で契約している場合は単価とする）

※P1（変動前の算出額）：

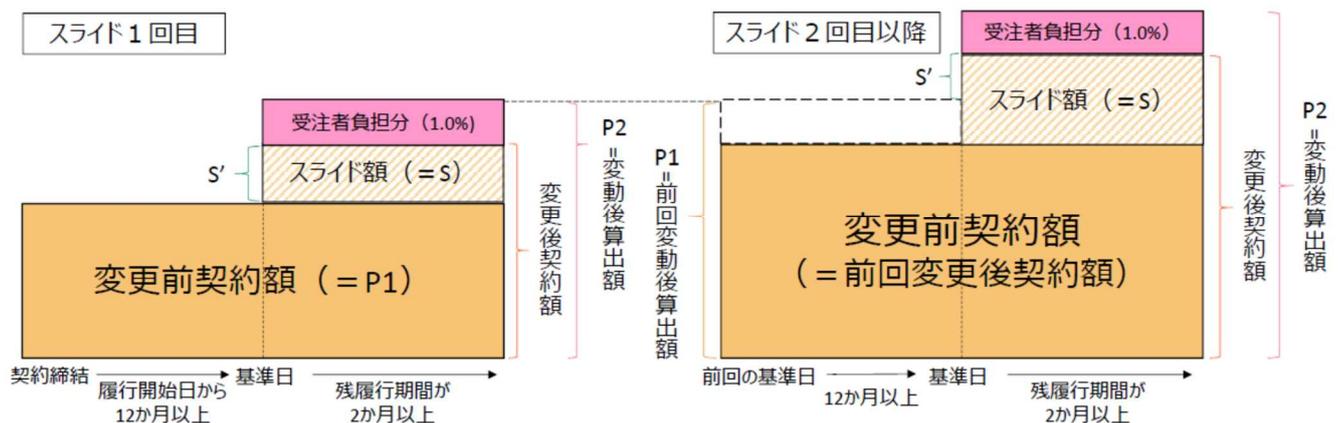
変更前契約時の算出額（税込） ※スライド1回目は変更前契約額と同額

P2（変動後のP1相当額）：

基準日時点の賃金水準及び物価水準等を基礎として算出したP1に相当する額（税込）

※P1は、1回目のスライドによる変更契約においては「変更前契約額（税込）」、2回目以降のスライドによる変更契約においては「前回のスライドによる変更契約時のP2」を指す。

（スライド額算出のイメージ図）



発注者(市)の設計額の積算方法により、P1(変動前の算出額)及びP2(変動後のP1相当額)は以下のとおりとする。

①労務単価等を用いて積算した場合

$$P1 = Z1 \times \text{落札率} + \text{消費税相当額}$$

$$P2 = Z2 \times \text{落札率} + \text{消費税相当額}$$

※Z1:発注者(市)の設計額(税抜)

Z2:基準日時点の労務単価及び物品費(材料費)を基礎として算出したZ1に相当する額(税抜)

落札率:当初契約額(税抜) / 当初設計額(税抜)

※2回目以降のスライドによる変更契約においては、Z1を「前回のスライドによる変更契約時のZ2」と読み替える。

※労務単価については、国土交通省が設定する公共工事設計労務単価や建築保全業務労務単価等をいう。物品費(材料費)については、石川県が設定する資材単価(県単)や物価資料等で設計されたものをいう。

②労務単価等を用いなくて積算した場合(業者からの下見積等) ※上記①以外の業務

$$P1 = \text{変動前の算出額(税込)}$$

$$P2 = (J1 + J2 + J3 + J4 + J5) + \text{消費税相当額}$$

※J1(基準日時点の直接人件費相当額):

P1のうち直接人件費(税抜) × 石川県最低賃金の変動率

J2(基準日時点の直接物品費相当額):

P1のうち直接物品費(税抜) × 消費者物価指数[全国(生鮮食品を除く総合)]の変動率

J3(基準日時点の業務管理費相当額): (J1 + J2 + J5) × 業務管理費率

J4(基準日時点の一般管理費相当額): (J1 + J2 + J3 + J5) × 一般管理費率

J5(初期導入費等): P1のうち機器や車両の導入等にかかる初期費用や機器の設置等の当初のみに要する費用

石川県最低賃金の変動率:

P2の基準日時点の石川県最低賃金 ÷ P1の基準日時点の石川県最低賃金

消費者物価指数[全国(生鮮食品を除く総合)]の変動率:

P2の基準日時点の消費者物価指数 ÷ P1の基準日時点の消費者物価指数

業務管理費率:

P1のうち業務管理費 ÷ (P1のうち直接人件費 + P1のうち直接物品費 + P1のうち初期導入費)

一般管理費率:

P1のうち一般管理費 ÷ (P1のうち直接人件費 + P1のうち直接物品費 + P1のうち業務管理費 + P1のうち初期導入費)

※P1は、1回目のスライドによる変更契約においては「変更前契約額(税込)」、2回目以降のスライドによる変更契約においては「前回のスライドによる変更契約時のP2」を指す。

(内訳)

①直接人件費	直接業務に従事する者に係る給与、諸手当及び賞与に係る費用 (法定福利費及び⑤に係る費用を除く)
②直接物品費	直接業務に従事する者が業務を行うのに必要な物品を消費すること によって発生する費用 (⑤に係る費用を除く)
③業務管理費	業務を実施するうえで、現場業務を管理運営するために必要な①② ④⑤以外の費用
④一般管理費	企業を維持経営していくために必要な①～③及び⑤以外の費用
⑤初期導入費等	機器や車両の導入等にかかる初期費用や機器の設置等の当初のみに 要する費用

※「⑤初期導入費等」はスライドの対象外となります。

6. スライド額算出における留意点

- ・スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出については、前述と同様に行い、この場合、基準日における契約金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとします。
- ・スライド額の算出に当たって生じた小数点以下の取り扱いは以下のとおりとします。
 - 消費税及び地方消費税相当額、月額（税抜）：1円未満の端数については切り捨て
 - 落札率
 - 石川県最低賃金の変動率
 - 消費者物価指数 [全国（生鮮食品を除く総合）] の変動率
 - 業務管理費率、一般管理費率 } : 小数第8位を四捨五入
- それ以外の計算時に生じたもの：1円未満の端数については四捨五入
- ・スライド額は、直接人件費、直接物品費、並びにこれらに伴う業務管理費及び一般管理費の変更について行われるものであり、従事者人数の変更等については考慮しません。

7. 変更契約

発注者(市)と受注者で協議が整い次第、速やかに変更契約を締結します。

増額となる変更契約の際には、労働者への賃金水準の引上げ等について適切に対応していただきますようお願いいたします。

8. 実施時期

令和8年4月以降に入札公告等を行う契約から適用します。なお、対象契約に係る変更契約は、履行開始日から12か月経過後からのため、実際に契約金額が変動するのは令和9年度以降となります。

既に公告済み、又は契約済みの案件は、本制度の対象とならず、賃金水準及び物価水準の変動がみられた場合でも契約変更は行いません。

【計算例】

(1) 労務単価等を用いて積算した場合

スライド1回目 (2年目当初に変更契約)

例 契約締結日：令和8年5月15日
 履行期間：令和8年6月1日～令和11年5月31日（3年間）
 変更基準日：令和9年6月1日

変動前

設計金額（年額）		
直接人件費 a	3,000,000 円	労務単価 20,000円×150人
直接物品費 b	30,000 円	
業務管理費 c	151,500 円	(a+b) ×5%
一般管理費 d	318,150 円	(a+b+c) ×10%
年額（税抜）	3,499,650 円	
月額（税抜）	291,637 円	
月額（税込）	320,800 円	
落札金額（月額・税抜）	290,000 円	
契約金額（月額・税込） P1	319,000 円	
落札率	0.9943869	落札金額(月額・税抜)÷設計金額(月額・税抜) (290,000円÷291,637円)

業務管理費、一般管理費の割合は例示です。当初設計時の割合を使用してください。

【小数点以下の処理例】
 ・消費税、月額（税抜）⇒ 1円未満切捨
 ・落札率 ⇒ 小数第8位を四捨五入
 ・その他 ⇒ 小数第1位を四捨五入



変動後 ※労務単価が21,000円に上昇、直接物品費（材料費）が5%上昇した場合

設計金額（年額）		
直接人件費 J1	3,150,000 円	労務単価21,000円×150人
直接物品費 J2	31,500 円	b×1.05
業務管理費 J3	159,075 円	(J1+J2) ×5%
一般管理費 J4	334,058 円	(J1+J2+J3) ×10%
年額（税抜）	3,674,633 円	
月額（税抜）	306,219 円	
変動後算出額 P2	334,950 円	変動後設計額（月額・税抜）×落札率+消費税 (306,219円×0.9943869×1.1)

直接物品費（材料費）は実際は基準日時点の単価を用いて計算してください。

P1（変動前算出額）	319,000 円	変更前契約額と同額
P2（変動後算出額）	334,950 円	
受注者負担分	3,190 円	変更前契約額×1.0% (319,000円×1.0%)
スライド算定基礎額（S'）	12,760 円	P2 - P1 - 受注者負担分 (334,950円 - 319,000円 - 3,190円)
変更後契約額	331,760 円	P1 + スライド算定基礎額 (319,000円 + 12,760円)
スライド額（S）	12,760 円	変更後契約額 - 変更前契約額 (331,760円 - 319,000円)

スライド 2 回目 (3 年目当初に変更契約)

例 契約締結日：令和 8 年 5 月 15 日
 履行期間：令和 8 年 6 月 1 日～令和 11 年 5 月 31 日 (3 年間)
 前回変更基準日：令和 9 年 6 月 1 日
 今回変更基準日：令和 10 年 6 月 1 日

変動前 ※スライド 1 回目の変動後算出額の例をそのまま引用しています。

設計金額 (年額)		
直接人件費 a	3,150,000 円	労務単価 21,000円×150人
直接物品費 b	31,500 円	
業務管理費 c	159,075 円	(a+b) ×5%
一般管理費 d	334,058 円	(a+b+c) ×10%
年額 (税抜)	3,674,633 円	
月額 (税抜)	306,219 円	
変動前算出額 P1	334,950 円	
落札率	0.9943869	
変更前契約額		331,760 円

【小数点以下の処理例】

- ・消費税、月額 (税抜) ⇒ 1 円未満切捨
- ・落札率 ⇒ 小数第 8 位を四捨五入
- ・その他 ⇒ 小数第 1 位を四捨五入



変動後 ※労務単価が22,000円に上昇、直接物品費 (材料費) が5%上昇した場合

設計金額 (年額)		
直接人件費 J1	3,300,000 円	労務単価22,000円×150人
直接物品費 J2	33,075 円	b×1.05
業務管理費 J3	166,654 円	(J1+J2) ×5%
一般管理費 J4	349,973 円	(J1+J2+J3) ×10%
年額 (税抜)	3,849,702 円	
月額 (税抜)	320,808 円	
変動後算出額 P2	350,907 円	変動後設計額 (月額・税抜) ×落札率 + 消費税 (320,808円×0.9943869×1.1)

直接物品費 (材料費) は実際は基準日時点の単価を用いて計算してください。

P1 (変動前算出額)	334,950 円	前回変動後算出額と同額
P2 (変動後算出額)	350,907 円	
受注者負担分	3,318 円	変更前契約額×1.0% (331,760円×1.0%)
スライド算定基礎額 (S')	12,639 円	P2 - P1 - 受注者負担分 (350,907円 - 334,950円 - 3,318円)
変更後契約額	347,589 円	P1 + スライド算定基礎額 (334,950円 + 12,639円)
スライド額 (S)	15,829 円	変更後契約額 - 変更前契約額 (347,589円 - 331,760円)

(2) 労務単価等を用いないで積算した場合（業者からの下見積等）

スライド1回目 (2年目当初に変更契約)

例 契約締結日：令和8年5月15日
 履行期間：令和8年6月1日～令和13年5月31日（5年間）
 変更基準日：令和9年6月1日

変動前

契約額（月額）		
直接人件費	a	1,000,000 円
直接物品費	b	150,000 円
業務管理費	c	100,000 円
一般管理費	d	50,000 円
初期導入費等	e	500,000 円
月額（税抜）		1,800,000 円
月額（税込）	P1	1,980,000 円

【小数点以下の処理例】

- ・消費税 ⇒ 1円未満切捨
- ・変動率、業務（一般）管理費率 ⇒ 小数第8位を四捨五入
- ・その他 ⇒ 小数第1位を四捨五入

業務管理費率	0.0606061	$c \div (a+b+e)$	$100,000 \text{円} \div (1,000,000 \text{円} + 150,000 \text{円} + 500,000 \text{円}) = 0.06060606 \dots$
一般管理費率	0.0285714	$d \div (a+b+c+e)$	$50,000 \text{円} \div (1,000,000 \text{円} + 150,000 \text{円} + 100,000 \text{円} + 500,000 \text{円}) = 0.02857142 \dots$

変動後 ※最低賃金が3%、消費者物価指数が1%上昇した場合

算出額（月額）			
直接人件費	J1	1,030,000 円	$a \times 1.03$
直接物品費	J2	151,500 円	$b \times 1.01$
業務管理費	J3	101,909 円	$(J1 + J2 + J5) \times \text{業務管理費率} 0.0606061$
一般管理費	J4	50,954 円	$(J1 + J2 + J3 + J5) \times \text{一般管理費率} 0.0285714$
初期導入費等	J5	500,000 円	
月額（税抜）		1,834,363 円	
月額（税込）	P2	2,017,799 円	

最低賃金上昇率及び消費者物価指数上昇率は実際は基準日時点の指数を用いて計算してください。

P1（変動前算出額）	1,980,000 円	変更前契約額と同額
P2（変動後算出額）	2,017,799 円	
受注者負担分	19,800 円	変更前契約額 $\times 1.0\%$ (1,980,000円 $\times 1.0\%$)
スライド算定基礎額（S'）	17,999 円	$P2 - P1 - \text{受注者負担分}$ (2,017,799円 - 1,980,000円 - 19,800円)
変更後契約金額	1,997,999 円	$P1 + \text{スライド算定基礎額}$ (1,980,000円 + 17,999円)
スライド額（S）	17,999 円	変更後契約額 - 変更前契約額 (1,997,999円 - 1,980,000円)

スライド 2 回目

(3年目当初に変更契約)

例 契約締結日：令和8年5月15日
 履行期間：令和8年6月1日～令和13年5月31日（5年間）
 前回変更基準日：令和9年6月1日
 今回変更基準日：令和10年6月1日

変動前 ※スライド1回目の変動後算出額の例をそのまま引用しています。

算出額（月額）	
直接人件費 a	1,030,000 円
直接物品費 b	151,500 円
業務管理費 c	101,909 円
一般管理費 d	50,954 円
初期導入費等 e	500,000 円
月額（税抜）	1,834,363 円
月額（税込） P1	2,017,799 円

【小数点以下の処理例】

- ・消費税 ⇒ 1円未満切捨
- ・変動率、業務（一般）管理費率 ⇒ 小数第8位を四捨五入
- ・その他 ⇒ 小数第1位を四捨五入

業務管理費率	0.0606060	$c \div (a+b+e)$ 101,909円 \div (1,030,000円+151,500円+500,000円)=0.06060600...
一般管理費率	0.0285711	$d \div (a+b+c+e)$ 50,954円 \div (1,030,000円+151,500円+101,909円+500,000円)=0.02857112...

変更前契約額	1,997,999 円
--------	-------------



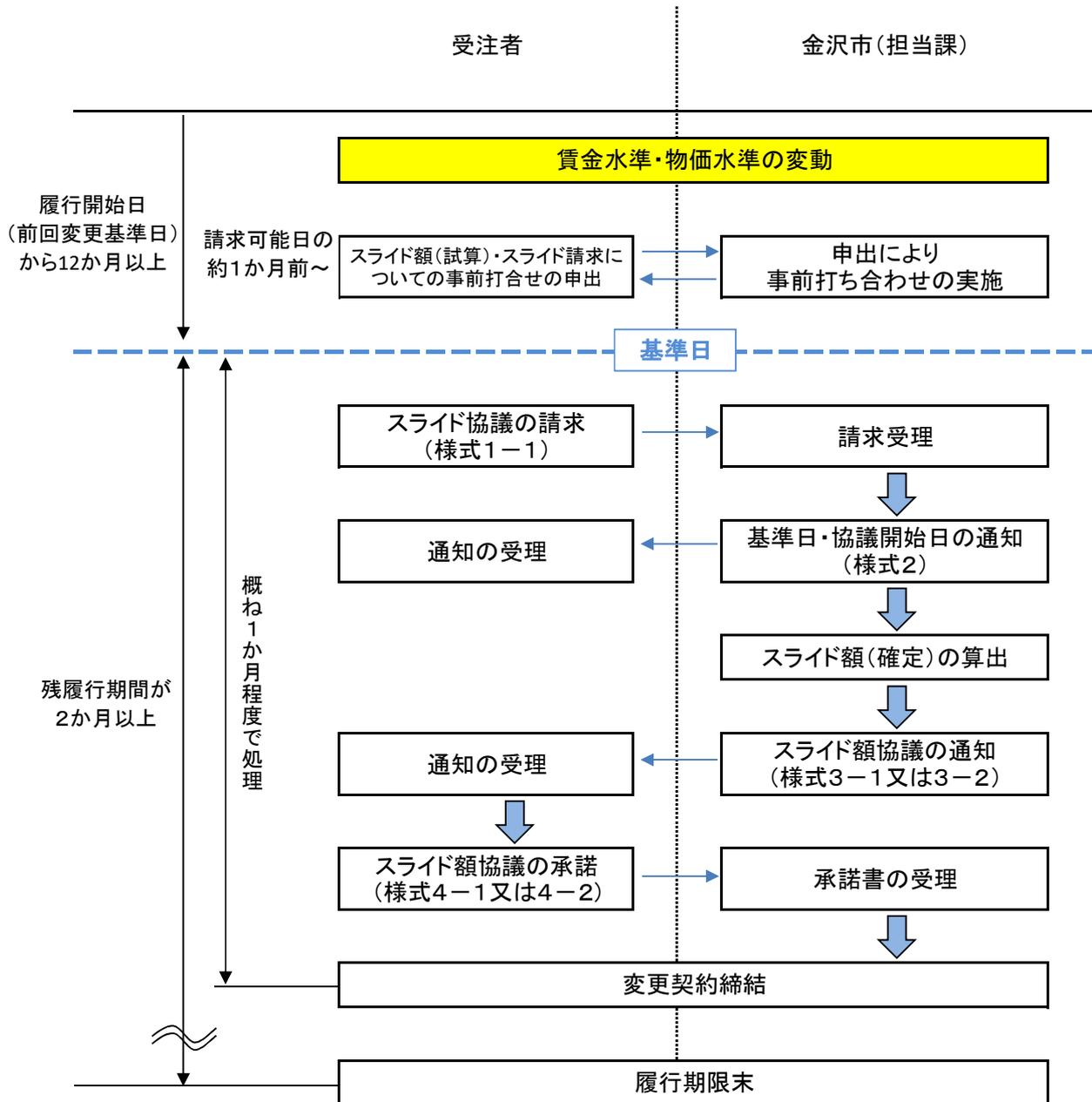
変動後 ※最低賃金が3%、消費者物価指数が1%上昇した場合

算出額（月額）	
直接人件費 J1	1,060,900 円 $a \times 1.03$
直接物品費 J2	153,015 円 $b \times 1.01$
業務管理費 J3	103,874 円 $(J1+J2+J5) \times$ 業務管理費率0.0606060
一般管理費 J4	51,936 円 $(J1+J2+J3+J5) \times$ 一般管理費率0.0285711
初期導入費等 J5	500,000 円
月額（税抜）	1,869,725 円
月額（税込） P2	2,056,697 円

最低賃金上昇率及び消費者物価指数上昇率は実際は基準日時点の指数を用いて計算してください。

P1（変動前算出額）	2,017,799 円	前回変動後算出額と同額
P2（変動後算出額）	2,056,697 円	
受注者負担分	19,980 円	変更前契約額 \times 1.0%（1,997,999円 \times 1.0%）
スライド算定基礎額（S'）	18,918 円	$P2 - P1 -$ 受注者負担分（2,056,697円-2,017,799円-19,980円）
変更後契約額	2,036,717 円	$P1 +$ スライド算定基礎額（2,017,799円+18,918円）
スライド額（S）	38,718 円	変更後契約額-変更前契約額（2,036,717円-1,997,999円）

【参考】スライド協議フローのイメージ図 ※受注者からの請求の場合



積算内訳書(スライド計算用)

令和 年 月 日

(宛先)金沢市長

商号又は名称

代表者職・氏名

下記のとおり積算します。

業 務 名

内 訳

項目名	内容	金額
①直接人件費	直接業務に従事する者に係る給与、諸手当及び賞与に係る費用 (法定福利費及び⑤に係る費用を除く)	
②直接物品費	直接業務に従事する者が業務を行うのに必要な物品を消費することによって発生する費用 (⑤に係る費用を除く)	
③業務管理費	業務を実施するうえで、現場業務を管理運営するために必要な①②④⑤以外の費用	
④一般管理費	企業を維持経営していくために必要な①～③及び⑤以外の費用	
⑤初期導入費等	機器や車両の導入等にかかる初期費用や機器の設置等の当初のみに要する費用	
合 計		

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項

- 第1条 発注者又は受注者は、履行期間内で履行期間開始の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準及び物価水準の変動により契約金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変更前契約金額と変動後算出額（変動後の賃金及び物価を基礎として算出した変更前契約金額に相応する額をいう。）との差額のうち変更前契約金額の100分の1を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。
- 3 第1項の規定による請求があった場合において、当該契約金額の変更については、基準日（発注者と受注者の協議により定める日とし、請求があった日の属する月の初日を基本とする。以下この条において同じ。）における賃金水準及び物価水準等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「履行期間開始の日」を「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準とした日」と、第2項中「変更前契約金額と変動後算出額（変動後の賃金及び物価を基礎として算出した変更前契約金額に相応する額をいう。）との差額」を「変動前算出額（直前の基準日における賃金及び物価を基礎として算出した変動後算出額をいう。）と変動後算出額（変動後の賃金及び物価を基礎として算出した変動前算出額に相応する額をいう。）との差額」と読み替えるものとする。
- 5 第2項の規定にかかわらず、基準日から履行期間の終期までの期間が2か月以上ない場合は、契約金額の変更を行わないものとする。
- 6 第3項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(別紙2)

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る 特約条項第1条第1項に係る特記仕様書

本業務は賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項を適用する契約である。

- 1 変動の対象となる経費は、契約金額に対応する直接人件費、直接物品費、業務管理費及び一般管理費に相当する額とする。(ただし、第6項に係る費用を除く。)
- 2 本業務における直接人件費とは、受注者が本業務に直接従事する者に、本業務に従事した対償として支払う、労働基準法(昭和22年4月7日法律第49号)第11条に規定する賃金をいう。
なお、本業務に直接従事する者に対する健康保険、厚生年金保険、労働保険等の事業者負担額及び子ども・子育て拠出金等の法定福利費は、業務管理費として計上すること。
- 3 本業務における直接物品費とは、直接業務に従事する者が本業務を行うのに必要な物品を消費することによって発生する費用をいう。
- 4 本業務における業務管理費とは、本業務を実施するうえで、現場業務を管理運営するために必要な前2項及び次項の費用を除く費用をいう。
- 5 本業務における一般管理費とは、企業を維持経営していくために必要な前3項の費用を除く費用をいう。
- 6 本業務における機器や車両の導入等にかかる初期費用や機器の設置等の当初のみに要する費用は、変動の対象とならない。
- 7 本業務における賃金水準及び物価水準は、次のものをいう。

(1) 賃金水準

- 労務単価(該当労務単価: _____)
- 石川県最低賃金(以下、最低賃金という。)

(2) 物価水準

- 石川県又は金沢市が設定する資材単価や物価資料等の単価
 - 労務単価を基に算出した経費
 - 消費者物価指数 全国(生鮮食品を除く総合)(以下、物価指数という。)
- 8 本契約の変更金額算出方法は次のとおりとする。
 - 本市設計書による算出
 - 受注者から提出された内訳書による算出

(ただし、直接人件費については、受注者の内訳書中の直接人件費に、契約締結時の最低賃金と、変更請求時の最低賃金を比較した変動率を乗じた値を上限とし、直接物品費については、受注者の内訳書中の直接物品費に、契約締結時の物価指数と変更請求時の物価指数の変動率を乗じた値を上限とする。)

年 月 日

(宛先) 金沢市長

(受注者)

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更について（請求）

下記の契約に関して、「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 1 項」に基づき、契約金額の変更を請求します。

記

名 称	
期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
契 約 金 額 (税 込)	円
契 約 締 結 日	年 月 日

変 更 請 求 概 算 額 (税 込)	円
希 望 基 準 日	年 月 日

- ・希望基準日は、原則この請求を提出する月の 1 日（初日）としてください。
- ・変更請求概算額は、変更後の契約金額（概算）を記載してください。
ただし、精査の結果によっては変更となる場合があります。

(文書記号) 第 号
年 月 日

(受注者) 様

金沢市長 ○○ ○○
(公印省略)

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更について（請求）

下記の契約に関して、「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 1 項」に基づき、契約金額の変更を請求します。

記

名 称	
期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
契 約 金 額 (税 込)	円
契 約 締 結 日	年 月 日

変 更 請 求 概 算 額 (税 込)	円
希 望 基 準 日	年 月 日

- ・希望基準日は、原則この請求を提出する月の 1 日（初日）とします。
- ・変更請求概算額は、変更後の契約金額（概算）です。

年 月 日

(受注者) 様

金沢市長 ○○ ○○
(公印省略)

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る
基準日及び協議開始の日について (通知)

年 月 日付けで請求のあった「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更について」について、賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第3項の規定により、次のとおり基準日を定めるとともにスライド額の協議を開始します。

名 称	
基 準 日	年 月 日
協議開始日	年 月 日

年 月 日

(受注者) 様

金沢市長 ○○ ○○
(公印省略)

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係るスライド額について (協議)

年 月 日付けで請求のあった「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更について」について、賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額を次のとおりとしたいので協議します。

この協議に基づく契約金額の増額分については、賃金の引き上げや再委託企業との契約金額の見直しなど適切な対応をお願いします。(減額スライドの場合は、赤字部分の記載は不要)

なお、ご異議のないときは、承諾書(様式4-1)を提出してください。

名 称	
変 更 前 契 約 金 額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
変 更 後 契 約 金 額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
スライド額	円
契 約 変 更 予 定 時 期	協議が整い次第、速やかに行う。
基 準 日	年 月 日

年 月 日

(受注者) 様

金沢市長 ○○ ○○
(公印省略)

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係るスライド額について (協議)

年 月 日付けで請求のあった「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更について」について、賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 2 項及び第 3 項の規定により、次のとおり協議します。

なお、ご異議のないときは、承諾書 (様式 4 - 2) を提出してください。

名 称	
スライド額	0 円
理 由	スライド額を精査した結果、スライド額が対象契約金額の 1.0%を超えないため。
基 準 日	年 月 日

年 月 日

(宛先) 金沢市長

(受注者)

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

承 諾 書

年 月 日付け「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る
スライド額について (協議)」により協議があったスライド額については、次
のとおり承諾します。

名 称	
変 更 前 契 約 金 額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
変 更 後 契 約 金 額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
スライド額	円
基 準 日	年 月 日

年 月 日

(宛先) 金沢市長

(受注者)

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

承 諾 書

年 月 日付け「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る
スライド額について(協議)」により協議があったスライド額については、次
のとおり承諾します。

名 称	
スライド額	0円
理 由	スライド額を精査した結果、スライド額が対象契約金額の 1.0%を超えないため。
基 準 日	年 月 日

年 月 日

(受注者) 様

金沢市長 ○○ ○○
(公印省略)

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る
スライド額について (通知)

年 月 日付け「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係るスライド額について (協議)」によりスライド額の協議をしましたが、協議が整わず、協議開始の日から 14 日以内に承諾をいただけませんでした。

つきましては、賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 3 項の規定により、スライド額を次のとおり定めましたので通知します。

名 称	
変 更 前 契 約 金 額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
変 更 後 契 約 金 額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
スライド額	円
契 約 変 更 予 定 時 期	速やかに行う。
基 準 日	年 月 日

年 月 日

(受注者) 様

金沢市長 ○○ ○○
(公印省略)

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係るスライド額について (通知)

年 月 日付け「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係るスライド額について (協議)」によりスライド額の協議をしましたが、協議が整わず、協議開始の日から 14 日以内に承諾をいただけませんでした。

つきましては、賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 3 項の規定により、スライド額を次のとおり定めましたので通知します。

名 称	
スライド額	0 円
理 由	スライド額を精査した結果、スライド額が対象契約金額の 1.0%を超えないため。
基 準 日	年 月 日